

## 保有する個人情報の開示実施方法及び開示手数料に関する規程

規程第30号

平成29年5月31日

最終改正 平成30年1月9日規程第50号

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第24条及び第26条の規定に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示の実施の方法、開示請求に係る手数料を定めることを目的とする。

### (文書又は図画の開示の方法)

第2条 文書又は図画は、閲覧又は写しの交付により開示することとする。ただし、法第24条第1項のただし書の規定が適用される場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧させることとする。

### (文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 文書又は図画の法第24条第1項の規定による写しの交付の方法は、次に定める方法（第2号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- (1) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付
- (2) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第3号において同じ。）に複写したものの交付

### (電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 電磁的記録について、法第24条第1項に基づき機構が定める方法は、それぞれ次の各号に定める方法とする。

- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

- (2) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (3) 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

(手数料)

第5条 保有個人情報の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
- (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付)

第6条 開示請求手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付しなければならない。

- (1) 現金
- (2) 現金書留
- (3) 定額小為替証書
- (4) 銀行振込

2 保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、郵便切手又は現金で納付しなければならない。

(手続様式)

第7条 法の規定に基づき開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者、開示の請求の実施方法を申し出ようとする者は、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる様式を利用し、提出することができる。

| 請求又は申し出ようとする者の区分              | 利用できる様式 |
|-------------------------------|---------|
| 法第12条の規定により法第13条の書面を提出しようとする者 | 様式一個1   |

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 法第 2 4 条の規定により開示の実施方法を申し出ようとする者     | 様式一個 2 |
| 法第 2 7 条の規定により法第 2 8 条の書面を提出しようとする者 | 様式一個 3 |
| 法第 3 6 条の規定により法第 3 7 条の書面を提出しようとする者 | 様式一個 4 |

附 則

この規程は、平成 2 9 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則 (規程第 5 0 号)

この規程は、平成 3 0 年 1 月 9 日から施行する。